

PFOS、PFOA 等の関係各省における検討状況

1. 厚生労働省

- 2009年4月：PFOS及びPFOAを水道の要検討項目（目標値なし）として位置づける。（2008年12月：厚生科学審議会生活環境水道部会）。
- 2020年4月：PFOS及びPFOAを水質管理目標設定項目とし、暫定目標値をPFOSとPFOAの合算値で50 ng/Lと設定（2月：水質基準逐次改正検討会にて確認、3月：厚生科学審議会生活環境水道部会了承）。
- 2021年4月：PFHxSを要検討項目（目標値なし）として位置付ける。
- 2023年1月：「水質基準逐次改正検討会」及び環境省「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」の合同会議を開催し、引き続きPFOS等の目標値等について検討を進めること、検討を進めている間は現在の暫定目標値に基づく対応を継続することを確認。

2. 環境省

- 2020年5月：中央環境審議会水環境部会において、人の健康の保護に関する要監視項目として新たに「PFOS及びPFOA」を追加し、指針値（暫定）としてPFOSとPFOAの合算値で50 ng/Lと設定することを答申（同月環境省水・大気環境局長通知発出）。
- 2023年1月：PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議を設置し、環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（水質環境基準健康項目）等の設定及びそれに付随する事項の検討を開始。
- 2023年1月：PFASに対する総合戦略専門家会議を設置し、国民へのわかりやすい情報発信等を通じて国民の安全・安心に資するためのPFASに対する総合的な対応の検討を開始。